

別紙様式第 2 - 5 号

平成 19 年度水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

高浜市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、高浜市とする。

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等(畦畔、はざ場等を含まない本地面であるかどうか。) 8月1日において転用、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

「水稲生産実施計画書 兼 水稲共済細目書異動申告表 兼 水田農業構造交付金(産地づくり対策)等営農計画書(助成金申請書)」(以下「営農計画書」という。)により確認。
営農計画書の記載内容については、現地の作付け状況を確認又は水稲共済の突合等を行う。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費安全部地域第3課から提供された情報による。

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

「転作作物作付助成」(団地化助成)と「転作作物作付助成(担い手限定)」は重複して交付を受けることができるものとする。

(6) その他共通事項

助成対象者

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、作付確定面積の通知を受けていない、または、集荷円滑化に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者等であっても、水稲の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

水田本協議会の区域外にある水田の取扱い

申請者が本協議会の区域外にある場合は当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合の当該水田は助成

対象から除外するものとする。

助成面積（作付面積等）の確認

実測、土地登記簿等の公的資料との照合等

通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認

現地見回り（確認時期：麦5月下旬、大豆：7月下旬、れんげ4月下旬及び水稻の作付けが行われていないこと：7月下旬）

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		37,083,000	37,083,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	2,145,000		0		2,145,000	0
	担い手集積加算	307,000			307,000		0
計		39,535,000	37,083,000	0	307,000	2,145,000	0

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業					担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額						
331	転作作物作付助成(団地化助成)	55.3	21,014,000	0	0		21,014,000	麦・大豆 基本額 10,000円 加算額 28,000円 れんげ 基本額 27,000円	3月下旬		
		8.5	2,295,000				2,295,000				
G11	転作作物作付助成(担い手限定)	39.0	9,443,000	0	307,000		9,750,000	1種播種 25,000円 2種播種 38,000円	3月下旬		
		10.0	3,800,000				3,800,000				
7D3	協議会運営費		531,000	0	0		531,000				
	米価下落等の補てん(基本部分)	85.8				2,145,000	2,145,000		3月下旬		
	米価下落等の補てん(担い手集積加算)	当年度分					0	0			
		(前年度分)						0	0		
計			37,083,000		307,000	2,145,000	0	39,535,000			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業の内容等

(ア) - 1 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成(団地化助成)
分類	331
具体的内容	ブロックローテーションにより団地化された水田において、麦、大豆、レンゲの作付けを行った場合、地権者に対して作付面積に応じて助成金を交付する。
効果	<p>ブロックローテーションにより、水稻と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>麦、大豆について、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより高品質・安定生産が図られ、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成及び産地づくりの推進に資する。</p> <p>地力低下が懸念される水田においては、レンゲを作付することにより地力増進を図り、良好な土地生産性の維持に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件	<p>助成対象者</p> <p>次の条件を全て満たす地権者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者・ 国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化され、権原に基づき下記の対象作物を作付けしている者。 <p>対象作物</p> <p>対象とする作物は、麦、大豆、又はレンゲとするが、複数作物を作付した場合は、最も助成単価(基本額+基本額)の高い1作物のみ対象とする。</p> <p>助成水田</p> <p>共通事項の(2)の助成の対象となり得る水田のうち、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化された水田</p>

	<p>その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象作物の収穫年度（れんげについては、すき込みを行った年度）に水稻の作付け（生産確定数量の外数として扱われるもののうち圃場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。 通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。 加算額は、地権者がビジョンに定めた担い手に全作業又は基幹作業（耕起・播種・収穫）を委託した場合に交付する。また、地権者と担い手が同一の場合は、全作業を委託したものとみなす。
<p>確認方法</p>	<p>1 共通事項の、(2)助成の対象となり得る水田等の確認方法、(3)生産調整実施者の確認方法、(4)集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付しているものの確認方法、(6)その他の共通事項の確認方法による。</p> <p>その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロックローテーション（団地）計画図面 受委託契約書の写し 担い手であることはビジョンで確認
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10a 当たりの助成単価</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦又は大豆 <ul style="list-style-type: none"> 基本額 10,000円 加算額 28,000円 レンゲ <ul style="list-style-type: none"> 基本額 27,000円
<p>単価調整の方法</p>	<p>転作作物作付助成に係る費用の合計が不足した場合の単価調整の方法</p> <p>「転作作物作付助成」に係る費用の合計が不足した場合は、「転作作物作付助成（担い手限定）（ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く）」より繰り入れ、「転作作物作付助成」の単価調整は行わない。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p>

(ア) - 2 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（担い手限定）
分 類	G 1 1
具体的内容	<p>ブロックローテーションにより団地化された水田において、地権者から全作業又は基幹作業（耕起・播種・収穫）の委託により、麦又は大豆の作付を行った担い手に対して、作付面積に応じて助成する。</p> <p>また、担い手が自ら権限を有する水田に麦又は大豆を作付けた場合も、作付面積に応じて助成する。</p>
効 果	<p>ブロックローテーションにより、水稲と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>麦、大豆について、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより高品質・安定生産が図られ、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成及び産地づくりの推進に資する。</p> <p>麦、大豆について、担い手が全作業受託することにより、担い手の育成及び水田農業の構造改革の推進に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助 成 要 件	<p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のすべてを満たすビジョンに定めた担い手 <ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者。 <p>国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化され、全作業又は基幹作業（耕起・播種・収穫）の受託により下記の対象作物の作付作業を実施している実際の耕作者又は生産集団。（法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては、当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。）</p>

	<p>ただし、担い手が自ら権限を有する水田に麦又は大豆を作付けた場合も、作付面積に応じて助成する。</p> <p>対象作物 麦又は大豆</p> <p>助成水田 共通事項の(2)の助成の対象となり得る水田のうち、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化された水田</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の収穫年度に水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)が行われていないこと。 ・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。
<p>確 認 方 法</p>	<p>1 共通事項の、(2)助成の対象となり得る水田等の確認方法、(3)生産調整実施者の確認方法、(4)集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付しているものの確認方法、(6)その他の共通事項の確認方法による。</p> <p>その他の確認</p> <p>(ア)ブロックローテーション(団地)計画図面</p> <p>(イ)受委託契約書の写し</p> <p>(ウ)担い手であることはビジョンで確認</p>
<p>助 成 水 準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10a当たりの助成単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団地内で作付けする小麦、大豆 <p>1種類播種 25,000円</p> <p>2種類播種... 38,000円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>転作作物作付助成に係る費用の合計が不足した場合の単価調整の方法</p> <p>この助成金は、県協議会からの助成総額から他の産地づくり事業に係る助成金及び地域協議会の運営経費を除いた残額をもって交付する。そのた前述の単価により助成を行った結果、助成金が不足する場合には、次式により単価の調整を行うこととする。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (県協議会からの助成額から他の産地づくり事業に係る助成金及び地域協議会の運営経費を除いた残額 / 調整前の単価による助成総額)</p>

(ア) - 3 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	協議会運営費
分類	7 D 3
具体的内容 〔支出の項目〕	高浜市地域水田農業推進協議会の運営のため、会員・事務局員の旅費及び事務に関する消耗品・備品の購入に係る経費及び助成要件を満たす作付けの実施の有無を確認するための確認表作成費について助成する。
効果	協議会運営費を活用することにより、産地づくり事業等の適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会の運営の執行が図られる。
助成要件 〔支出の対象〕	経費の種類 事務に係る経費の種類は次のものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 旅費：地域協議会会員及び事務局職員の各種会議の出席に係る旅費等地域協議会の活動に係る旅費。・ 事務等経費：地域協議会の運営に必要な備品や消耗品の購入に係る経費及び助成要件の確認に係る経費種類間の流用・ 経費の各種類間での流用は、可能とする。
確認方法	支払に要した経費については、次の書類により行うこととする。 <ul style="list-style-type: none">・ 旅費：旅行命令簿、復命書、受領書または銀行振込等を行ったことが判る書類。・ 事務等経費：備品等購入伺い、見積書、納品書、請求書、銀行振込等を行ったことが判る書類。

<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>旅費（旅費単価は高浜市の基準を準用）81千円 普通旅費 名古屋市（公共交通機関） 1,760円×10回 = 17,600円 特別旅費（先進地研修旅費）参加者 協議会役員6人 1. 三重県 8,440円×6人 = 50,640円 熊野市地域水田農業推進協議会 三河高浜駅 = 熊野市（往復運賃 8,440円） 日当 2,100円×6人 = 12,600円</p> <p>・事務等経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議費 45千円 生産調整実施会議資料代 = 28,000円 会場使用料 = 17,000円 ・印刷製本費 40千円 啓発用リーフレット 200円×200冊 = 40,000円 ・消耗品費 166千円 水田情報管理システム 一式 60,000円 消耗品費 一般消耗品 85,000円 図書費 21,000円 ・手数料 49千円 振込手数料 21,500円 コピー料金 27,120円 ・通信運搬費 150千円 切手代 10,000円 郵送料 140,000円
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>・手数料 49千円 振込手数料 21,500円 コピー料金 27,120円</p> <p>・通信運搬費 150千円 切手代 10,000円 郵送料 140,000円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>・当初計画より実績が増加した場合は本協議会構成団体の助成金より不足分を補うものとする。 また、活用額に余剰が生じたときは他の用途に流用することができる。</p>

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落格差助成
助成要件	助成対象者 共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち、本年産の主食用水稻の作付を行っている者で、品目横断的経営安定対策に加入していない者。 助成水田 国が定めた助成水田において、助成対象者が作付確定面積の範囲内で主食用水稻の作付けを行った水田。
確認方法	助成対象者 共通事項の(3)及び(4)及び農政局から提供された情報により確認 助成水田 共通事項の(2)により確認 品目横断的経営安定対策非加入 東海農政局から提供された情報により確認
助成水準	10aあたりの助成額 2,500円
基準収入及び 当年産収入の算出方法	(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特

	<p>定取引（平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 （補てん額の算出方法）</p>	<p>補てん単価の算出方法 （基準収入 - 当年産収入）× 0.9 が、助成水準を上回る場合は、助成水準を補てん価格とする。 （基準収入 - 当年産収入）× 0.9 が、助成水準を下回る場合は、これにより算出した単価を補てん単価とする。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積を a 換算したものに 10 a 当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。なお、対象面積に 0.1 a 未満の端数があるときは、四捨五入の方法によりこれを整理する。</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合の単価調整の方法 調整後の単価 = 調整前の単価 × （当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積）</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
780	780	
合 計	780	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
780	780	